

==== 公布された条例のあらまし ====

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

学校教育法等の一部が改正され、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校が特別支援学校に、特殊学級が特別支援学級に改められること等に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校が特別支援学校に、特殊学級が特別支援学級に改められることに伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の特殊勤務手当に関する条例

ウ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例

エ 災害遺児手当助成条例

オ 鳥取県教育審議会条例

カ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

キ 鳥取県立高等学校等設置条例

ク 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

(2) 重要な公の施設等の指定等に関する条例について、(1)キの改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

◇刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる条例の規定中「留置場」又は「警察留置場」を「留置施設」に改める。

ア 鳥取県行政手続条例

イ 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例

ウ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例

(2) 施行期日は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、条例中引用している法律等の根拠条項を改める。

2 条例の概要

(1) 市町村等が処理することとする事務の根拠規定について、条例中引用している次の法律等の根拠条項を改める。

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

(2) 施行期日は、平成19年4月16日とする。

◇米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路整備緊急措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 事業に要する費用に充てる国庫補助金について、条例中引用している道路整備緊急措置法の題名を改める。
- (2) 所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次に掲げる事項について、条例中引用している建築基準法の根拠条項を改める。
 - ア 特定行政庁の定義
 - イ 高層住居誘導地区内の建築物の建ぺい率の最高限度の適用除外建築物に係る許可
- (2) 施行期日は、(1)イは公布の日、(1)アは建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県地方卸売市場条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

会社法の施行及び同法の施行に伴う卸売市場法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県地方卸売市場条例の一部改正

卸売市場法の一部改正による用語の改正に伴い、条例中の用語を改める。
- (2) 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正

会社法の施行に伴い、新增設事業を実施する者が法人である場合の総株主の議決権の数の計算方法を定めた条例の規定中、根拠となる法律を商法から会社法に改める。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。